## 岩手県告示第626号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第5条第4項の規定に基づき、地域森林計画を変更したいので、次のとおり公告する。 平成18年5月8日

岩手県知事 増 田 寛 也

## 1 森林計画区の名称

- (1) 馬淵川上流森林計画区(二戸市一円、八幡平市一円、岩手郡葛巻町、九戸郡軽米町及び九戸村、二戸郡一円)
- (2) 久慈・閉伊川森林計画区(宮古市一円、久慈市一円、下閉伊郡一円、九戸郡のうち軽米町及び九戸村を除く地域)
- (3) 大槌・気仙川森林計画区(大船渡市一円、陸前高田市一円、釜石市一円、気仙郡一円、上閉伊郡一円)
- (4) 北上川中流森林計画区(花巻市一円、北上市一円、遠野市一円、一関市一円、奥州市一円、和賀郡一円、胆沢郡一円、西磐井郡一円、東磐井郡一円)
- 2 地域森林計画の案の縦覧の場所及び期間
  - (1) 場所 岩手県農林水産部森林整備課、関係広域振興局等の林務担当部、林務室、農林センター及び岩泉林務事務所
  - (2) 期間 平成18年5月8日から同年6月7日まで